

[限度額適用認定証の申請における留意事項]

- 1 有効期限は発効日の属する月から原則最長1年以内の月の月末となります。
- 2 被保険者又は被扶養者が下記の事由に該当した際には、認定証を返却してください。
 - ① 被保険者が資格喪失したとき。
 - ② 被保険者が加入している保険者に変更があったとき。
 - ③ 適用対象者である被扶養者が被扶養者でなくなったとき。
 - ④ 被保険者が所得の変動等に伴い適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき。
(この場合は再度申請が必要となります。)
 - ⑤ 認定証の有効期限に達したとき。
 - ⑥ 適用対象者が70歳に達する月の翌日に至ったとき。
 - ⑦ 適用対象者が後期高齢者医療障害者認定受給対象者となったとき。

